

〈石綿排出等作業に係る届出〉

発注者(自主施工者)は、石綿排出等作業の開始日の14日前までに市長に届け出なければなりません。(災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合はこの限りではありません。) 【県条例第52条の5】

届出事項

様式:石綿排出等作業管理計画等届出書(第19号様式)

(添付書類)

管理体制図	施工体制図と非常時の連絡体制図
周知計画	周知対象範囲と周知内容
石綿濃度等測定計画	測定の方法、頻度等
事前調査結果	事前調査の方法と結果がわかるもの(みなしの場合は、その旨)